



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテック
代表者名 代表取締役社長 山村 章
(J A S D A Q ・ コード 6 8 9 0)
問合わせ先 取締役社長室長 若木啓男
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定の件

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び会社法施行規則に基づき「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議致しましたので、お知らせします。

記

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況

当社では、全業務に係る「職務権限規程」「業務分掌規程」「内部情報管理規程」「内部通報規程」等各種規程を制定し、各組織の業務の役割及び責任を明確にし、業務執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制に基づき内部牽制を実施し、リスク管理体制の整備を行っております。

内部統制システム構築基本方針

1. 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の企業理念と行動規範に基づき、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ② その徹底を図るため、経営管理組織の協力を得てコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、経営管理組織を中心に役員教育等を行う。
 - ③ 内部監査室は、経営管理組織と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は必要に応じ取締役会及び監査役に報告される。
 - ④ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。
3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① コンプライアンス、市場、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの主幹部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ② リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理組織が行う。また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、当社及びグループ会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限を含めた効率的な達成の方法を定める。
 - ② 経営に関する重要事項は、取締役及び執行役員を含む経営戦略会議で審議された後、取締役会に付議され決定する。
 - ③ 全社的な目標は、取締役会が月次及び四半期毎に進捗状況をレビューし、改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現する。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
- ① 取締役会は、関係会社管理規程に基づきグループ会社に対し、重要事項についての報告及び決裁を求めるとともに、グループ会社に関して責任を負う役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。
 - ② 取締役及び経営管理組織並びに内部監査室は、これらを横断的に管理・監督する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議して配置される。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役の同意を得る。
7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスのホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を構

築する。

- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
- ③ 当社は、前号に定める方法に従い、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門の審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、所轄警察と連携し断固としてこれを拒否する。

以上